

参考資料集

目次

(参考 1) <u>関連法令の整理</u>	参考 1-1
1.1 道路法(道路構造令)における自転車に関する規定	参考 1-1
1.1.1 道路法と道路構造令の位置付け	参考 1-1
1.1.2 道路法(道路構造令等)における自転車走行空間の定義	参考 1-2
1.1.3 道路構造令における自転車走行空間に関する設置基準	参考 1-5
1.2 道路交通法における自転車に関する規定	参考 1-6
1.2.1 道路交通法の位置付け	参考 1-6
1.2.2 道路交通法及び道路交通法施行令で定められている自転車走行空間の規定	参考 1-6
1.2.3 道路交通法における自転車走行空間の通行方法	参考 1-8
(参考 2) <u>看板サインの構造図</u>	参考 2-1
2.1 看板サインの設置イメージ	参考 2-1
2.2 看板サインの構造図	参考 2-2



(参考1) 関連法令の整理

(参考1) 関連法令の整理

【概要】

参考1では、自転車利用ネットワーク整備の前提条件として、関連法令の自転車に関する規定を記載する。

参考1の構成は、以下の通りである。

1.1 道路法(道路構造令)における自転車に関する規定

本節では、道路法及び道路構造令における自転車走行空間に関する用語の定義と、自転車走行空間に関する設置基準について記載する。

1.2 道路交通法における自転車に関する規定

本節では、道路交通法における自転車走行空間に関する規定と、自転車の通行方法について記載する。

1.1 道路法(道路構造令)における自転車に関する規定

本節では、道路法及び道路構造令における自転車走行空間に関する用語の定義と、自転車走行空間に関する設置基準について記載する。

1.1.1 道路法と道路構造令の位置付け

道路法は、道路網の整備を図るため、道路に関して路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定めている。

道路構造令は、道路法第30条の規定に基づき、道路の新設または改築する場合における、幅員、線形、勾配といった道路構造の一般的な技術基準を定めている。

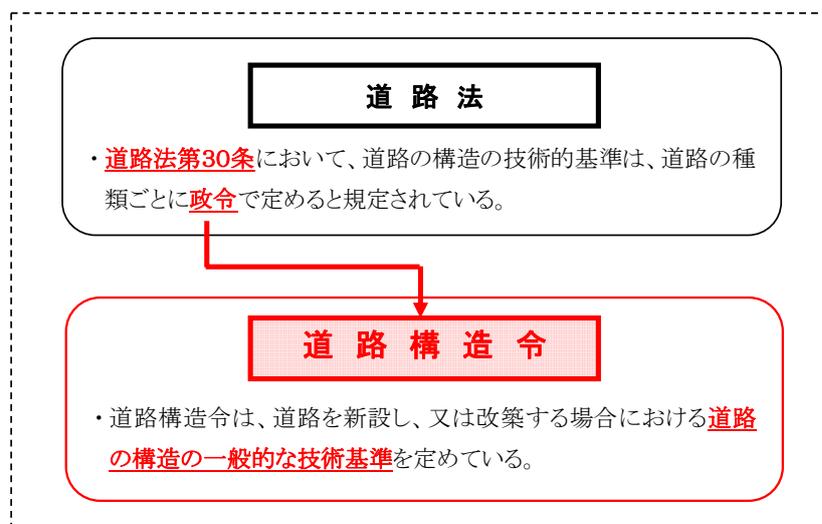


図1 道路法と道路構造令の関係

出典：自転車利用環境整備ガイドブック（平成19年10月、国土交通省、警察庁）

1.1.2 道路法(道路構造令等)における自転車走行空間の定義

道路法及び道路構造令における「自転車道」、「自転車専用道路」、「自転車歩行者道」、「自転車歩行者専用道路」、「車道」、「路肩」、「歩道」の定義は、下表の通りである。

表 1 道路法及び道路構造令における用語の定義(1/3)

用語	定義
<p>①自転車道</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という（道路構造令第2条第2号）。 自転車道の幅員は2m以上（やむを得ない場合は1.5m以上）とされている（道路構造令第10条第3項）。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■パターン1</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>■パターン2</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">道路構造令で規定される自転車道</p>
<p>②自転車専用道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専ら自転車の一般交通の用に供する道路又は道路の部分（当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限る。）という（道路法第48条の13第1項）。 自転車専用道路の幅員は3m以上（やむを得ない場合は2.5m以上）とされている（道路構造令第39条第1項）。 <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">道路構造令で規定される自転車専用道路</p> </div>

出典：自転車利用環境整備ガイドブック（平成19年10月、国土交通省、警察庁）

表 2 道路法及び道路構造令における用語の定義(2/3)

用語	定義
<p>③自転車歩行者道</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう（道路構造令第2条第3号）。 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い場合4m以上、その他の場合は3m以上とされている（道路構造令第10条の2第2項）。 <div data-bbox="774 582 1173 952" style="text-align: center;"> <p>道路構造令で規定される自転車歩行者道</p> </div>
<p>④自転車歩行者専用道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分（当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限る。）をいう（道路法第48条の13第2項）。 自転車歩行者専用道路の幅員は4m以上とされている（道路構造令第39条第1項）。 <div data-bbox="726 1265 1220 1556" style="text-align: center;"> <p>道路構造令で規定される自転車歩行者専用道路</p> </div>

出典：自転車利用環境整備ガイドブック（平成19年10月、国土交通省、警察庁）

表 3 道路法及び道路構造令における用語の定義(3/3)

用語	定義
<p>⑤車道及び路肩</p>	<p><車道></p> <ul style="list-style-type: none"> 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く）をいう（道路構造令第2条第4号）。 <p><路肩></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう（道路構造令第2条第12号）。 <p>■歩道あり</p> <p>■歩道なし</p> <p>道路構造令で規定される車道及び路肩</p>
<p>(参考)歩道</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう（道路構造令第2条第1号）。 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い場合 3.5m 以上、その他の場合は 2m 以上とされている（道路構造令第11条第3項）。 <p>道路構造令で規定される歩道</p>

出典：自転車利用環境整備ガイドブック（平成19年10月、国土交通省、警察庁）



1.1.3 道路構造令における自転車走行空間に関する設置基準

道路構造令で規定されている自転車走行空間の設置基準は下表の通りであり、道路を新設・改築する際に適用される。

表 4 道路構造令で規定されている自転車走行空間の設置基準*

走行空間	設置基準
①自転車道	<ul style="list-style-type: none"> 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に必ず設置する（道路構造令第10条第1項）。 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路、又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種又は第4種の道路についても、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設ける（道路構造令第10条第2項）。 ただし、上記2項目について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。
②自転車歩行者道	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に必ず設置する（道路構造令第10条の2第1項）。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。
(参考)歩道	<ul style="list-style-type: none"> 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を必ず設置する（道路構造令第11条第1項）。 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）についても、安全かつ円滑な交通を確保する必要がある場合においては、歩道を設ける（道路構造令第11条第2項）。 ただし、上記2項目について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。

※ 詳細は「道路構造令の解説と運用」のP220～226を参照。

1.2 道路交通法における自転車に関する規定

本節では、道路交通法における自転車走行空間に関する規定と、自転車の通行方法について記載する。

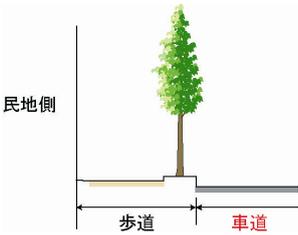
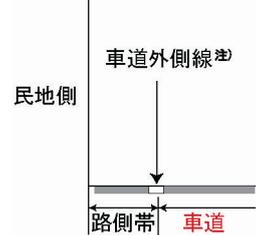
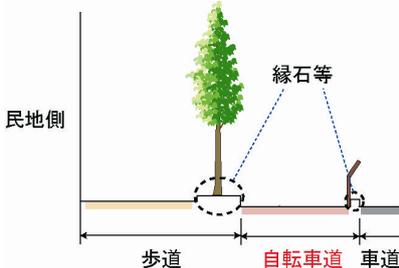
1.2.1 道路交通法の位置付け

道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的に、通行位置や通行方法等を定めている。

1.2.2 道路交通法及び道路交通法施行令で定められている自転車走行空間の規定

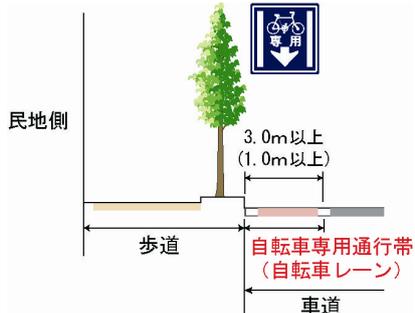
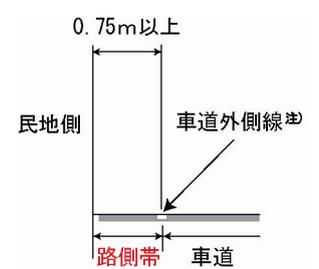
道路交通法及び道路交通法施行令で定められている自転車走行空間の規定は、下表の通りである。

表 5 道路交通法及び道路交通法施行令で定められている自転車走行空間の規定(1/2)

走行空間	規定
①車道	<p>・車両の通行の用に供するため縁石線若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分を用いる（道路交通法第2条第3号）。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■歩道あり</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>■歩道なし</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">道路交通法で規定される車道</p> <p style="font-size: small;">注) 区画線「車道外側線」について「車道外側線」を標示する区画線は、「路側帯」を表示する道路標示とみなす(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第7条)。</p>
イ)自転車道	<p>・自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された車道の部分を用いる（道路交通法第2条第3号の3）。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">道路交通法で規定される自転車道</p>

出典：自転車利用環境整備ガイドブック（平成19年10月、国土交通省、警察庁）

表 6 道路交通法及び道路交通法施行令で定められている自転車走行空間の規定(2/2)

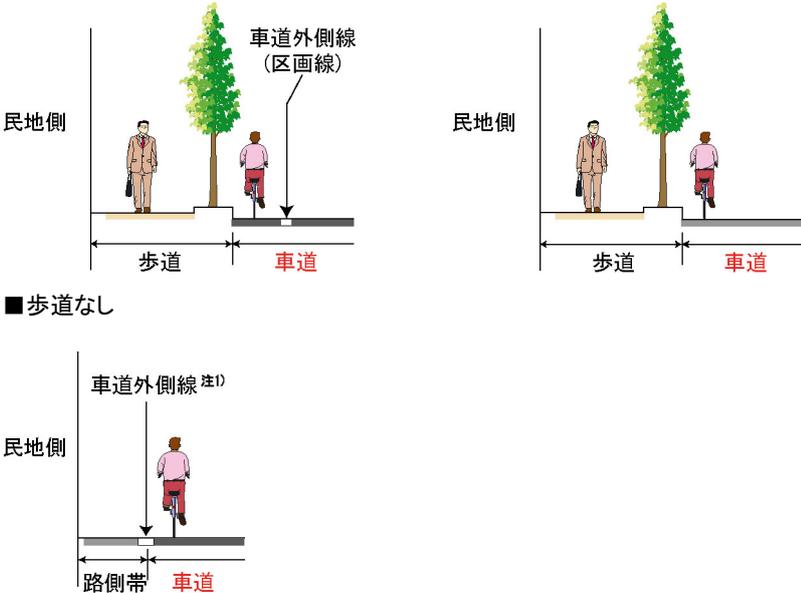
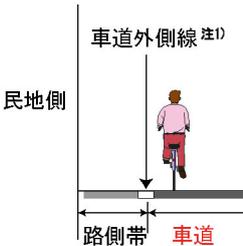
走行空間		規定
①車道	<p>口) 自転車専用通行帯(自転車レーン)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない(道路交通法第20条第2項)。 ・車両通行帯の幅員は3m以上(やむを得ない場合1.0m以上3m未満)とされている(道路交通法施行令第1条の2第4項)。 <div style="text-align: center;">  <p>民地側</p> <p>3.0m以上 (1.0m以上)</p> <p>歩道</p> <p>自転車専用通行帯 (自転車レーン)</p> <p>車道</p> <p>道路交通法で規定される自転車専用通行帯(自転車レーン)</p> </div>
②路側帯		<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう(道路交通法第2条第3号の4)。 ・路側帯の幅員は原則0.75m以上とされている(道路交通法施行令第1条の2第2項)。 <div style="text-align: center;">  <p>0.75m以上</p> <p>民地側</p> <p>車道外側線</p> <p>路側帯</p> <p>車道</p> <p>注) 区画線「車道外側線」について 「車道外側線」を表示する区画線は、「路側帯」を表示する道路表示とみなす(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第7条)。</p> <p>道路交通法で規定される路側帯</p> </div>
③歩道		<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分(道路交通法第2条第2号)。 <div style="text-align: center;">  <p>民地側</p> <p>歩道</p> <p>車道</p> <p>道路交通法で規定される歩道</p> </div>

出典：自転車利用環境整備ガイドブック(平成19年10月、国土交通省、警察庁)

1.2.3 道路交通法における自転車走行空間の通行方法

道路交通法に規定されている自転車走行空間の通行方法は下表の通りである。

表 7 道路交通法に規定されている自転車走行空間の通行方法(1/3)

走行空間	通行方法
<p>①車道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない（道路交通法第 17 条第 1 項）。 ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない（道路交通法第 18 条第 1 項）。 ・自転車は、歩道がない道路において、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、車道・路側帯のいずれも通行することができる（詳細は「②路側帯」を参照）。 <p>■歩道あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道外側線がある場合 ・車道外側線がない場合  <p>■歩道なし</p>  <p>道路交通法で規定される車道の通行方法</p> <p>注1) 区画線「車道外側線」について 「車道外側線」を表示する区画線は、「路側帯」を表示する道路標示とみなす（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第 7 条）。</p>

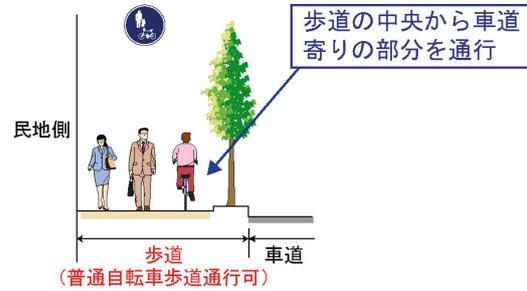
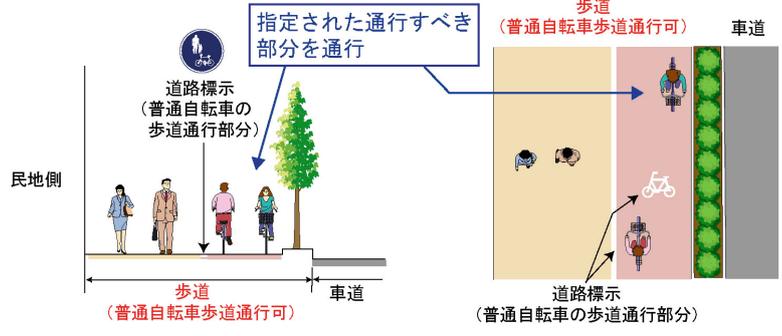
出典：自転車利用環境整備ガイドブック（平成 19 年 10 月、国土交通省、警察庁）

表 8 道路交通法に規定されている自転車走行空間の通行方法(2/3)

走行空間		通行方法
①車道	イ) 自転車道	<ul style="list-style-type: none"> 普通自転車は、自転車道が設置されている場合には、やむを得ない場合等を除き、自転車道を通行しなければならない(道路交通法第63条の3)。 自転車道が設けられている道路における自転車道と自転車道以外の車道の部分とは、それぞれ一の車道とする(道路交通法第16条第4項)。 <p>道路交通法で規定される自転車道の通行方法</p>
	ロ) 自転車専用通行帯(自転車レーン)	<ul style="list-style-type: none"> 自転車は、車両通行帯の設けられた道路において道路標識等により通行の区分が指定されている場合には、指定された車両通行帯を通行しなければならない(道路交通法第20条第2項)。 <p>道路交通法で規定される自転車専用通行帯(自転車レーン)の通行方法</p>
②路側帯		<ul style="list-style-type: none"> 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯(歩行者用路側帯を除く)を通行することができる(道路交通法第17条の2第1項)。 <p>注1) 区画線「車道外側線」について 「車道外側線」を表示する区画線は、「路側帯」を表示する道路標示とみなす(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第7条)。 注2) 「歩行者用路側帯」を表示する道路標示がある場合には、自転車は路側帯を通行することはできない。</p>

出典：自転車利用環境整備ガイドブック(平成19年10月、国土交通省、警察庁)

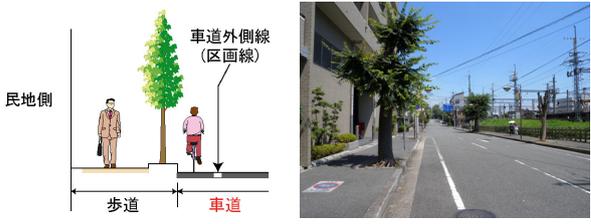
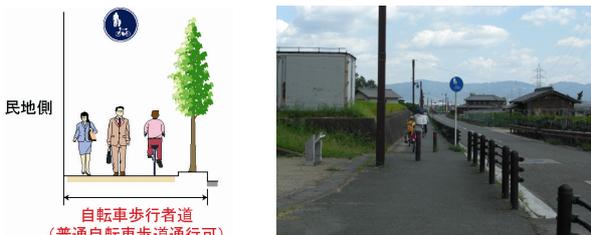
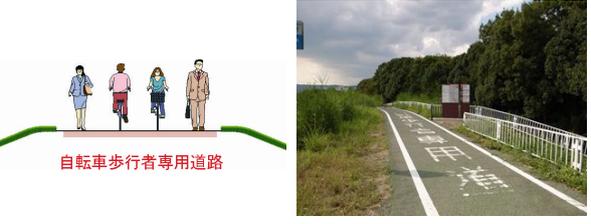
表 9 道路交通法に規定されている自転車走行空間の通行方法(3/3)

走行空間	通行方法
<p>③歩道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車は、道路標識等により通行することができるとされている歩道を通行することができる。 ・上記に加え、次に掲げるときは、歩道を通行することができる。ただし警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。 ☞ 自転車の運転者が、児童、幼児その他の自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。 ☞ 車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき（道路交通法第 63 条の 4 第 1 項）。 ・自転車の歩道通行可の交通規制が実施されている場合、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分（通行すべき部分が指定されているときはその指定された部分）を徐行しなければならない。また自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、自転車の通行指定部分については、当該部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる（道路交通法第 63 条の 4 第 2 項）。 <p style="text-align: center;">■ 普通自転車歩道通行可の交通規制が実施された歩道</p>  <p style="text-align: center;">■ 普通自転車歩道通行可の交通規制が実施された歩道 (普通自転車の歩道通行部分の指定あり)</p>  <p style="text-align: center;">道路交通法で規定される普通自転車歩道通行可の交通規制が 実施された歩道の通行方法</p>

出典：自転車利用環境整備ガイドブック（平成 19 年 10 月、国土交通省、警察庁）

<参考> 自転車走行空間の事例

自転車走行空間の事例を、道路構造令及び道路交通法上の規定に基づき分類、整理したものを以下に示す。

<p>①路側帯(車道と歩道の区分のない道路)</p> <p>奈良県大和郡山市</p> 	<p>②車道</p> <p>奈良県橿原市</p> 
<p>③「普通自転車の歩道通行可」の通行規制を実施した自転車歩行者道</p> <p>奈良県斑鳩町</p> 	<p>④「普通自転車の歩道通行部分」を指定した自転車歩行者道</p> <p>奈良県橿原市</p> 
<p>⑤自転車歩行者専用道路</p> <p>奈良県川西町</p> 	<p>⑥自転車専用道路</p> 
<p>⑦自転車道</p> <p>山口県周南市</p> 	<p>⑧自転車専用通行帯(自転車レーン)</p> <p>福島県福島市</p> 

<参考> 自転車安全利用五則

自転車を安全に利用するためのルールとして、道路交通法の自転車の通行規定に従った「自転車安全利用五則」が定められている。

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止と安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車は「軽車両」車の仲間です！

【自転車は車両（軽車両）】

道路交通法第2条第1項第8号及び第11号

決められたところを通行しないと交通違反となります

- 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

【通行区分】 道路交通法第17条第1項
罰則…3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- 自転車は道路の左端に寄って道路を通行しなければならない。

【左寄り通行等】 道路交通法第18条第1項

- 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、路側帯を通行できる。この場合、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【軽車両の路側帯通行】 道路交通法第17条の2
罰則…2万円以下の罰金又は料料



歩道を通行できる場合でも、守るべきルールがあります

- 自転車歩道通行可の標識がある場合。
- 自転車を運転している人が
 - ・ 13歳未満の子ども
 - ・ 70歳以上の高齢者
 - ・ 身体の不自由な人の場合。
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合、歩道を通行する

【普通自転車の歩道通行】 道路交通法第63条の4第1

- 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しなければならない。
- 歩道を通行する場合、すぐ停止できるような速度で徐行すること。
- 歩行者も通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。
- 自転車通行指定部分がある時は、指定部分を通行しなければならない。
- 自転車通行指定部分については、指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいなときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行すること。

【普通自転車の歩道通行】 道路交通法第63条の4第2項
罰則…2万円以下の罰金又は料料



出典：奈良県警察ホームページ

ヘルメットをかぶりましょう

- 子どもの保護者は、子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

【遵守事項】 道路交通法第63条の1



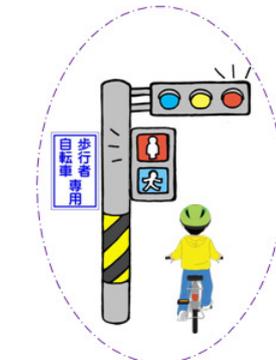
安全ルールを守りましょう

- 道路を通行する場合には、信号機の表示する信号に従わなければならない。

【信号機の信号等に従う義務】 道路交通法第7条
罰則…3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- 人の形の記号がある信号灯器に『歩行者・自転車専用』の表示板が設置されている場合は、その信号灯器に従わなければならない。

【信号機の信号等に従う義務】 道路交通法第7条、第4条第4項
道路交通法施行令第2条第4項
罰則…3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



- 一時停止の標識がある交差点では、停止線手前で一時停止し交差点の安全確認をしなければならない。

【指定場所における一時停止】 道路交通法第43条
罰則…3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



こんなことも交通違反です

- 夜間（日没から日の出までの間、通行する場合は、前照灯をつけなければならない。

【車両等の無灯火】 道路交通法第52条第1項
奈良県道路交通法施行細則第12条第1項
罰則…5万円以下の罰金



- 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

【酒気帯び運転等の禁止】 道路交通法第65条
罰則…①運転者が酒酔い運転（※注1）をした場合
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
（※注1）酒酔い運転とは…酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で車両等を運転したものをいう。



…ながら運転はやめましょう

- 傘を差したり、犬を走らせながらの運転

【運転者の遵守事項】 道路交通法第71条第6号
奈良県道路交通法施行細則第15条第5項
罰則…5万円以下の罰金



- 携帯電話で話をしたり、メールをしながらの運転
- ヘッドホンやイヤホンで大音量で音楽などを聴きながらの運転

【運転者の遵守事項】 として地域によって異なるが
5万円以下の罰金を科せられるところもあります。



出典：奈良県警察ホームページ



<参考> ルール・マナーの周知

道路交通法に則った安全走行ルール（自転車安全利用五則）の周知に加えて、「自転車歩行者道上の自転車通行位置指定内での左側通行」や「ドライバーとのアイコンタクトによる安全確保」等の走行ルール・マナーの周知が重要である。

走行ルール・マナーの周知の方法としては、サインの設置やパンフレット、サイクリングマップでの走行ルール・マナーの紹介、子供への交通安全教育等が挙げられる。

○ドライバーとのアイコンタクトによる安全確保



ニューヨーク市やロサンゼルス市等では、自転車利用の安全確保のために注意すべき内容として、自転車利用者はドライバーとアイコンタクトをすること、また振り向くことやミラーを使うことにより後方を確認することについても、マニュアル等による周知を図っている。

Make Eye Contact

出典：Departments of City Planning and Transportation, The City of New York